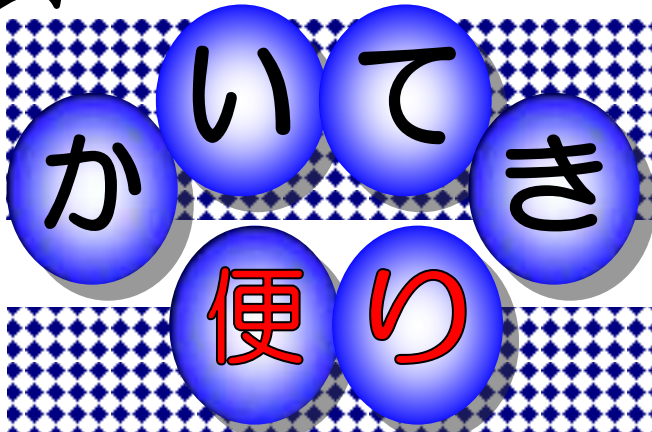


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



○お知らせ

「介護キャリア段位 評価者（アセッサー）講習が開催されます！」

「H28 年度訪問看護にかかる支援策について」

「紹介予定派遣を活用した人材確保対策をご利用ください！ ～潜在的介護職員活用推進事業～」

「研修期間中の代替職員を派遣します！」

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！！」

○注意

「熱中症の予防法について」

平成28年6月1日発行 第143号

お知らせ

○ **介護キャリア段位 評価者（アセッサー）講習が開催されます！**

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者（アセッサー）」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成28年度評価者（アセッサー）講習は、受講機会拡大のため、2回開催予定となります。受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

【申込受付期間】

- ① 第一期 平成28年5月31日（火） ～ 6月28日（火）
- ② 第二期 平成28年5月31日（火） ～ 8月9日（火）

【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。
(<http://careprofessional.org/careproweb/>)

【受講料】

18,500円（税別）（※別途120円（税別）の取扱手数料が必要となります。）

【お問合せ・相談】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部
電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは？》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

○ H28年度訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成28年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 (訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援)	締切： 6月17日(金)
	訪問看護師勤務環境向上事業 (研修等の代替職員確保への支援)	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	
	訪問看護師定着推進事業 (産休・育休・介休取得時の代替職員雇用への支援)	随時受け付け (ただし、期限を設定する場合有)
	新任訪問看護師就労応援事業 (公益社団法人東京都看護協会へ一部委託して実施)	【応募締切】 締切： 6月17日(金) ※応募要件があります。希望の場合、必ずHPをご確認下さい。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	実施中 各教育ステーションへ直接お問い合わせください
	管理者指導者育成研修	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	
	訪問看護フェスティバルの開催	H29.1.14 都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

※各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますのでご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267 FAX : 03-5388-1425

○ 紹介予定派遣を活用した人材確保対策をご利用ください！

～潜在的介護職員活用推進事業～

「潜在的介護職員活用推進事業」とは、民間の人材派遣会社による紹介予定派遣を活用して、現在介護の仕事に従事していない方等（潜在的有資格者）の就業の促進と介護人材の安定的な確保を図る事業です。

お申込み、お問合せは、下記の委託会社へ直接ご連絡ください。

【対象事業所】

都内（島しょ地域を含む）において、介護保険法に基づく、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかのサービスを実施している事業所

【費用】

無料（本事業中にかかる派遣料等は都が負担します。）

【事業内容】

都が委託する人材派遣会社が、潜在的有資格者を介護事業所へ派遣します。

潜在的有資格者と介護事業所双方に対する派遣期間中の継続的な支援を通じ、雇用のミスマッチを減らすとともに、潜在的有資格者の就職に当たっての不安を解消することにより、派遣期間（最長3カ月）終了後の直接雇用につなげていきます。

【申込方法等】

都の委託を受けた人材派遣会社に、直接お申込みください。

【申込・お問合せ先】

アデコ株式会社 メディカル支社 介護職員活用推進事業事務局

TEL 0120-787-868（受付時間 平日9:00～17:30）

【東京都所管課】

高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>

○ 研修期間中の代替職員を派遣します！

都では、都内の介護保険事業所等で働く介護職員等が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から代替職員を派遣します。介護職員等の研修参加による資質向上のために、積極的にご活用ください。

ご利用を希望する場合は、下記の委託会社へお問合せください。

なお、相談料、申込料、派遣料などは無料ですが、代替職員については、都予算や人材派遣者の登録状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

《代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業》

【対象研修】

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士養成のための実務者研修、国、都、市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

※同一事由による各種助成金とは併給できませんので、ご注意ください。

【対象事業所】

介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

【派遣期間】

研修に参加する時間数の4倍まで派遣可能。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとします。

【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

【申請・お問合せ先】

株式会社シグマスタッフ 目黒本社 メディカルケア事業部

TEL 0120-921-123（フリーダイヤル） または 03-6417-4203（直通）

〒141-0021

東京都品川上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6階

ホームページアドレス <http://www.sigma-staff.co.jp/>

お知らせ

○「**高齢者見守り人材向け出前講座**」お申込み 受付中！！

無料

★受講された方にはテキスト「**高齢者見守りハンドブック**」を差し上げます！★

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口、対策、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「 高齢者見守りハンドブック 」をご用意します。
講師派遣期間	平成28年4月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、 町会・自治会、老人クラブ ほか地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成29年3月7日（火曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座
(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局
FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>
TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 熱中症の予防法について

昨年の夏も、熱中症による健康被害が多く報告されました。今年も気温の高い日が続くこれからの時期に備え、熱中症を正しく理解し注意喚起を行う等、対策に万全を期すよう、熱中症対策へのご協力をお願いいたします。

厚生労働省では、熱中症予防を広く呼びかけることを目的に、リーフレットを作成され、ホームページに掲載されておりますので、ご活用ください。

【厚生労働省ホームページ】

熱中症予防のために（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124641.html>）

リーフレット

（<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000124640.pdf>）